

ALPS処理水に係る海域環境モニタリング案の概要

資料1

- ◆ 風評影響の抑制につながるよう客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとする。
- ◆ IAEAによる分析機関間比較の取組等を通じた信頼性の確保やモニタリングへの地元関係者の立ち合いなどを通じた透明性の確保を図る。

海 水

ア 政府の基本方針において、ALPS処理水を海洋放出する際はトリチウム濃度を1リットル当たり1500ベクレル未満にして放出することとしている。

(参考:WHO(世界保健機関)飲料水水質ガイドライン(第4版) トリチウム濃度 10,000Bq/L)

イ 放出の前後の海域のトリチウム濃度の変動を把握するためのモニタリングを実施

- ◆ 放出口※から10km程度離れると、放出前との区別がほとんどつかなくなると考えられる。
(東京電力が行った拡散シミュレーションでは、日により30km程度離れた地点でも微小な変動の可能性があることも参考)
- ◆ 放出口※から10km以内の範囲は多めに測点を設定。
- ◆ 念のため30km、50km程度離れた測点でも実施するとともに、宮城県沖南部、茨城県沖北部でも実施。
- ◆ 近傍の海水浴場においても実施。

ウ 新たな追加点の測定頻度は、年4回(季節的な変化を考慮)を基本とする。放出直後は、検出下限値を上げた速報値を含め測定の頻度を高くする。

エ 主要7核種についても念のため一部の測点で年4回測定を実施。加えて、さらに幅広い関連核種について年1回実施。

(主要7核種:セシウム134、セシウム137、コバルト60、ルテニウム106、アンチモン125、ストロンチウム90、ヨウ素129)

水生生物

〔 ※放出口の位置は現時点で確定していないが、東京電力が原子力規制委員会に申請した内容によれば、沿岸から約1km離れた海洋から放出することとしており、今の時点では沿岸から1kmと仮定〕

オ 漁業権設定区域との境界付近で水生生物中のトリチウム(組織自由水型、有機結合型)のモニタリングを実施。

カ その他、魚類の炭素14、海藻類のヨウ素129についても、オと同じポイントでモニタリングを実施。

- 
- 現時点では、海洋放出が開始される時期は決まっていないが、放出の前後で海域のトリチウム等の濃度を比較するためには、放出開始前にモニタリングを実施することが必要。
 - 令和4年春頃から、海洋放出が行われる前の海域の状況を把握するためのモニタリングを開始できるよう、今年度内に総合モニタリング計画を改定。(放出後モニタリングの詳細は来年度引き続き検討)